

第1回厚木市ふれあいプラザPFI事業者選定委員会 議事録

1 日 時 令和元年7月25日（木）午前10時から12時まで

2 場 所 厚木市環境センター2階大会議室

3 出 席 者 別添「出席委員名簿」のとおり

4 会議内容

（1）厚木市ふれあいプラザPFI事業者選定委員会委員長及び委員長職務代理の選出について

＜意見等＞

（事務局）

委員長の選出については、厚木市ふれあいプラザPFI事業者選定委員会規則第4条第1項の規定により、委員の互選により選出することと定められているため、選出をお願いしたい。

また、委員長職務代理については、厚木市ふれあいプラザPFI事業者選定委員会規則第4条第3項において、委員長が指名した委員がその職務を代理することと定められているため、委員長からの指名をお願いしたい。

（委員）

委員長の選出に当たり、事務局としての案があればお聞きしたい。

（事務局）

事務局としては、学識経験者であり、複数のPFI事業の経験から、PFI事業に精通している勝又委員を委員長に推薦したい。

（仮議長（事務局））

事務局から、勝又委員を委員長として推薦する提案があった。

よろしければ拍手をもって御承認いただきたい。

（委員一同）

拍手

（仮議長（事務局））

勝又委員を委員長として選出することを決定する。

（委員長）

委員長職務代理については、厚木市ふれあいプラザPFI事業者選定委員会規則第4条第3項の規定により、難波委員を指名する。

（2）ふれあいプラザ再整備事業について

＜意見等＞

（委員）

提案書受付の前に、2回の事業者対話を実施することとしているが、その

後の事業者提案にどのような影響を与えるのか。

(事務局)

2回の事業者対話は、要求水準書（案）に対話の内容を反映させ、事業者にとってより理解しやすい要求水準書とするためのものである。

事業者提案の準備段階ではあるが、その過程での疑義や意見などについて対応する機会としたい。

(委員)

要求水準書（案）については、何度か変更があるという認識でよいのか。

(事務局)

要求水準書（案）については多くの自治体で2回程度の変更を行っている。

基本的に内容に係わる大きな変更はないが、細かな表現等について修正を加え、より明確な要求水準書とする。

(3) PFI事業者の選定方法について

<意見等>

(委員)

本案件の具体的な審議事項をお聞きしたい。

(委員長)

審議事項としては、性能評価点及び価格評価点の比率に関する事項や、総合評価一般競争入札及びプロポーザル方式のどちらの選定方法を選択するかなどが挙げられる。

(委員)

性能評価点7割、価格評価点3割の総合評価一般競争入札を予定しているとのことだが、除算方式及び加算方式のどちらを想定しているのか。

(事務局)

評価方式については、PFIアドバイザリー業務の中で、今後調整していくべき事項として認識している。

(委員)

事業者対話を2回実施することだが、総合評価一般競争入札を選択する時点で、一定の仕様は決定していると考えられる。

事業者対話では、何を対話するのかお聞きしたい。

(事務局)

本事業は、新ごみ中間処理施設建設に伴う地元要望事項が背景にある。

昨年度行ったPFI導入可能性調査における事業者アンケートにおいて、事業者の考える事業実現可否等とのすり合わせが不十分であったため、2回の事業者対話をを行うことで官民のギャップを埋めたいと考えている。

(委員)

性能評価点7割、価格評価点3割という比率とした理由をお聞きしたい。

(事務局)

比率の決定に当たっては、26件の類似案件を抽出し、性能評価及び価格評価の分類を行ったところ、性能評価点7割、価格評価点3割が全体の約50パーセント、性能評価点8割、価格評価点2割が全体の約15パーセントであった。両者を合算すると全体の65パーセントを占めていることから、性能評価点7割、価格評価点3割又は性能評価点8割、価格評価点2割という比率が妥当な比率だと考え、全体の約50パーセントを占めている性能評価点7割、価格評価点3割に設定した。

(委員)

事例が多いという事実は、比率を導き出す決定的な理由にはならない。

過去の事例から導き出された要素以外の理由があればお聞きしたい。

(事務局)

本事業は、新ごみ中間処理施設に付随する施設ということから、地元要望という要素が強い事業である。

そのため、地元貢献度の高い施設を整備するため、単なる価格競争ではなく、性能評価点に重きを置いた比率としている。

選定基準等の定め方により、最終的な評価は変わるために、比率については1つの目安として考えている。

(委員長)

課題となるのは、それぞれの評価点の内訳である。

内訳については、今後精査していくべき事項と考える。

(4) 実施方針素案について

<意見等>

(委員)

入札参加者の備えるべき参加資格の要件については、あらかじめ厚木市の入札参加資格者登録名簿の状況を確認し、条件を付しているのか。

(事務局)

参加資格の要件については、入札参加資格者名簿の状況を考慮し決定している。

(委員)

厚木市内に本社を有する者に限定する旨の記載としている理由はあるのか。

市内に本社又は事業所を有する者と定めている場合が多く見受けられる。

(事務局)

厚木市においては、愛市購買の観点から公共工事を発注しているため、基

本的には、厚木市内に本社を有する事業者を最優先に選定している。

(委員)

構成企業又は協力企業に、市内事業者を何者入れることを求めるかについては、選定基準の内容によるところである。

実施方針の中で定めた市内事業者数を満たしていれば、それ以上に審査は行わないのか。または、選定基準の中で、地元企業の数に応じて加点をするのかなど、考え方によって記載内容は大きく変わる。

(事務局)

どのような形が最もよいのか、選定基準とのバランス等も含め、本委員会で検討していただきたい。

厚木市としては、市内事業者の参画や地元雇用を重視したいと考えているため、多くの事業者が参画できるよう選定基準等も定めたいと考えている。

(委員)

先行して行っている学校給食センター整備事業では、構成企業又は協力企業に、厚木市内に本社を有する者を2者以上入れることと定めている。

多くの市内事業者の名前が入っていても、業務のウエイトとしては僅かである場合もあるため、市内事業者の数は評価点としては定めていない。

また、学校給食センター整備事業の参加資格要件を定める際に、業務実績及び経営事項審査の総合評定値については、多くの議論があった。

(委員)

参加資格要件を満たす市内事業者がどの程度いるのか。

要件を多く付したがゆえに、参加者が減ってしまうことは避けたい。

(委員)

市内事業者を1者以上入れ、地元貢献に関する評価点のウエイトを大きくするという形が望ましいと考える。

単純に市内事業者の数を要件とするよりも、どのように地元貢献を行うのかに評価の重きを置くことで、実際の地元貢献度が更に高いものになると考

(委員)

単に市内事業者の名前を連ねるのみでは地元貢献にはならない。

評価点のウエイトを大きくすることにより、内容についての審査を重視することは、地元貢献に効果的である。

(委員)

本事業は、様々な事業者が複合的に業務を行うものであるため、市内事業者を2者以上入れることと記載した場合にも、参画事業者が著しく減少するリスクはほぼ無いと考える。

経営事項審査の総合評定値が1,300点以上の市内事業者は存在するのか。

(事務局)

建築一式において、経営事項審査の総合評定値が1,300点以上の市内事業者は存在しないため、本事業における代表企業として市内事業者が参加することはできない。

市施工で行う建築一式の場合、設計金額3億円以上の案件については、市内中小企業育成のため、特別共同企業体を組織することとなっている。その中でも、設計金額20億円を超えるものについては、3者以上の構成企業で組織することとなっている。その場合、市内企業の建設業者は20億円を超える案件の親企業になることはできないため、事業規模を考慮し、この点数を定めた。

(委員長)

何者の市内事業者が入っているかよりも、評価点のウエイトを大きくすることで、地元貢献度を総合的に評価することができるのではないか。

2者以上の市内事業者を入れることを参加資格要件として定め、評価点のウエイトを今後検討していくということでおろしいか。

(委員一同)

異議無し。

(委員)

設計及び建設業者の参加資格要件として、延べ床面積3,000m²以上の25mプールの整備実績は必要なのか。

経営事項審査の総合評定値が1,300点以上に加え、延べ床面積3,000m²以上の25mプールの整備実績を求めることにより、市内事業者の参加を制限してしまうのではないか。

(委員)

近年、小学校などでも屋内プールが整備されており、通常のプールと比較し高い技術力が要求されるが、そのような実績を持つ事業者についても、延べ床面積3,000m²以上の25mプールの整備実績に満たないために、参加資格を持たないことになる。

(委員)

延べ床面積3,000m²以上の25mプールの整備実績が無くとも、経営事項審査の総合評定値が1,300点以上であれば十分に参加資格として認められるのではないか。

(事務局)

厚木市の要領に基づき、経営事項審査の総合評定値が1,300点以上という要件を定めたため、総合評定値を引き下げるとは可能であるが、代表企業として、資金力等があるかどうかが問題である。

記載している延べ床面積3,000m²以上の25mプールの整備実績というのは、

あくまで現施設の規模をベースとしたものであるため、議論を経て要件を変更することは問題ない。

(委員)

提案の内容については審査を行うことができるため、多くの市内事業者が参加できるよう、参加資格要件を緩和させることが望ましいのではないか。

(委員)

設計業務については、25mプールの整備実績を要件とした場合、参画事業者が大きく減少すると考える。

建設業務及び工事監理業務についても同様の文言が記載されているため、要件の緩和を検討した方がよい。

(事務局)

設計業務、建設業務及び工事監理業務については、延べ床面積 3,000 m²以上の 25mプールの整備実績という参加資格要件の緩和を検討する。

(委員)

実施方針素案 5 ページ、(6) 契約予定者を選定しない場合に記載のある、市の財政負担額の縮減が見込めない等とは、予定価格を上回った場合という認識でよいのか。または、VFMが出なかった場合という認識が正しいのか。

(事務局)

確認をさせていただき、文言の修正を検討する。

(委員)

実施方針素案 3 ページ、カ 選定事業者の収入について、施設の利用料金の取扱いについて明確に示した方がよいと考える。

(委員)

実施方針素案 3 ページ、カ 選定事業者の収入について、モニタリングによる選定事業者の収入への反映については、記載しなくてよろしいのか。

(委員)

実施方針素案 6 ページ、事業者の募集及び選定のスケジュールについて、事業者対話についての記載がないため、追記していただきたい。

また、実施方針素案 7 ページ及び 8 ページにもスケジュールの記載があるが、2回目の事業者対話についての記載がないため、追記していただきたい。

(委員)

実施方針素案 24 ページにリスク分担についての記載があるが、今後、詳細に整理を行った方がよいと考える。

(事務局)

本日いただいた御意見については、実施方針（案）に反映をさせていただく。

(5) 施設見学

(6) その他

<意見等>

(事務局)

本委員会会議の公開の扱いについて、議題となる詳細な情報が、入札及び提案に影響を及ぼすと考えられるため、厚木市情報公開条例第26条第2号に該当するとして、全て非公開にするとともに、議事録及び会議資料は本事業の事業者が選定されるまで公表しないことについて、御審議いただきたい。

(委員一同)

異議無し。

(事務局)

本委員会委員の任期について、事前の就任依頼文においては、任期を令和元年7月1日から令和3年6月30日までとしていたが、本日7月25日が第1回会議であることから、厚木市ふれあいプラザPF1事業者選定委員会規則第3条第1項に基づき、令和元年7月25日から令和3年7月24日までの2年間とさせていただきたい。

(委員一同)

異議無し。

(事務局)

次回については、9月27日(金)午後3時から厚木市役所本庁舎で開催する。詳細については、後日連絡する。

(7) 閉会

【閉会のあいさつ】(委員)

活発な御審議をいただき感謝する。

厚木市初の収益事業を伴うPF1事業ということで、長く利用される良い施設にしたいと考えている。次回以降も活発な御審議をお願いしたい。